

子ども・子育て支援新制度について

《向陽台つくし幼稚園は、平成29新制度の認定こども園（幼保連携型）に移行します。》

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。そして「すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために、すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために」という考え方に基づいて制度が作られました。

さらに、子育て支援の量を増やし、必要とする全ての家庭が利用できる保育の場を用意する。そして子育て支援の質を向上して、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指している制度です。

1、新制度で私立幼稚園はどう変わる

私立幼稚園は、大きく分けると3つのタイプになります

① 新制度に移行しない
私立幼稚園

平成28年までの千歳つくし幼稚園・向陽台つくし幼稚園

② 新制度に移行する
私立幼稚園

平成29年度千歳つくし幼稚園が移行

③ 新制度の
認定こども園
(幼保連携型)

平成29年度向陽台つくし幼稚園・つくし保育園が移行。平成27年度あすさ認定こども園が移行

2、子ども・子育て支援新制度を利用するには

新制度では、お子様の年齢や保育の必要性に応じた「支給認定」を受ける必要があります。保護者の方の支給認定申請にもとづき、市が「支給認定書」を交付致します。

認定区分

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定※1	3歳以上	なし	教育標準時間※2	新制度に移行する幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上	あり	保育標準時間※3 保育短時間※4	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満	あり	保育標準時間※3 保育短時間※4	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※1 両親が就労していても、1号認定を受けて、認定こども園や幼稚園に通うことができます。

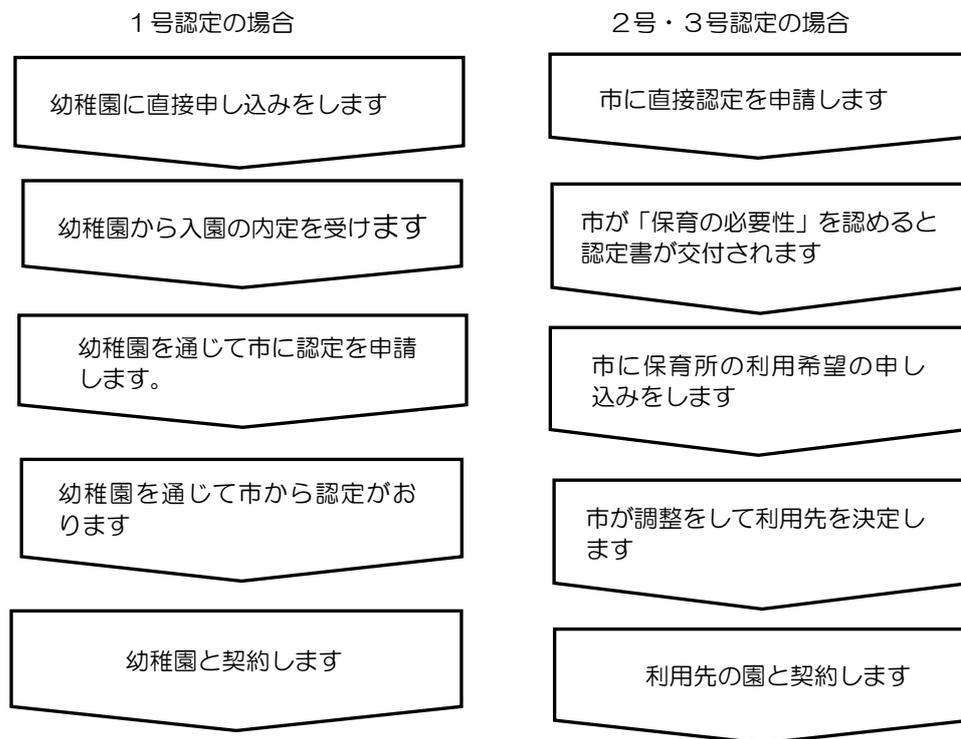
※2 教育標準時間…1日4時間を標準として各施設で定める教育課程に係る時間です。

※3 保育標準時間…1日最長11時間の中で必要となる保育時間です。（保護者の就労時間が月120時間以上）

※4 保育短時間…1日最長8時間の中で必要となる保育時間です。（保護者の就労時間が月48時間以上120時間未満）

3、利用手続きの基本的な流れ

③の新制度認定こども園（幼保連携型）－（平成29年度より向陽台つくし幼稚園が移行）



4、平成29年度向陽台つくし幼稚園の教育・保育

開所日	月曜日～土曜日					
開所時間	教育標準時間 9：00～14：00（預かり保育あり）					
	保育標準時間 7：00～18：00（延長保育あり）					
	保育短時間 8：00～16：00（延長保育あり）					
休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 1号認定子どものみ：土曜日、夏、冬、春休みあり					
利用定員	1号認定	2号認定	3号認定	合計	対象受入年齢	生後6ヶ月～5歳
	130名	11名	9名	150名		

※病児保育について－対象児童は在園児で、保育中に微熱を出すなど体調不良となった場合、保護者が迎えに来るまでの間、その園児を保育します。

5、保育料について

保育料は、これまで向陽台つくし幼稚園が定めておりましたが、1号、2号、3号認定子どもの保育料は、世帯主の所得に応じて国の政令で定める額を限度に千歳市が設定します。そのため、新制度に移行する幼稚園は、就園奨励費補助の対象になりません。市で定めた保育料は、就園奨励費と同等の負担軽減が反映された保育料を納めることになります。

(1) 平成28年度の1号認定の子どもの保育料
 (認定こども園〈教育部分〉、新制度に移行した幼稚園)

各月初日の入園児の属する世帯の階層区分		保育料(月額)
階層区分	定 義	
1	被保護世帯または支援給付受給世帯	0円
2	市民税非課税世帯及び市民税均等割の額のみ課税世帯	1,500円
3	市民税の所得割額77,100円以下	11,900円
4	市民税の所得割額211,200円以下	16,500円
5	市民税の所得割額211,201円以上	21,400円

(2) 平成28年度の2・3号の保育料

(認定こども園〈保育部分〉、認可保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業)

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)						
		2号認定子ども				3号認定子ども		
		3歳児の場合		4、5歳児の場合		0~2歳児		
階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	被保護世帯又は支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
B	市民税非課税世帯	2,900円	2,800円	2,900円	2,800円	4,400円	4,300円	
C1	市民税均等割のみ	9,800円	9,600円	9,800円	9,600円	11,600円	11,400円	
C2	市民税の所得割額	24,300円未満	11,100円	10,900円	11,100円	10,900円	13,100円	12,900円
C3		48,600円未満	12,300円	12,100円	12,300円	12,100円	14,300円	14,100円
D1		60,700円未満	16,800円	16,500円	16,800円	16,500円	19,300円	19,000円
D2		72,800円未満	19,200円	18,900円	19,200円	18,900円	21,200円	20,800円
D3		84,900円未満	21,600円	21,200円	21,600円	21,200円	23,100円	22,700円
D4		97,000円未満	24,000円	23,600円	24,000円	23,600円	25,000円	24,600円
D5		111,000円未満	27,200円	26,700円	27,000円	26,500円	30,000円	29,500円
D6		125,000円未満	29,700円	29,200円	29,100円	28,600円	33,200円	32,600円
D7		139,000円未満	32,200円	31,700円	31,200円	30,700円	36,300円	35,700円
D8		153,000円未満	34,700円	34,100円	33,300円	32,700円	39,600円	38,900円
D9		169,000円未満	37,200円	36,600円	35,500円	33,100円	42,800円	42,100円
D10		213,000円未満	39,700円	39,000円	35,600円	33,100円	47,400円	46,600円
D11		257,000円未満	39,800円	39,100円	35,700円	33,100円	50,700円	49,800円
D12		301,000円未満	39,900円	39,200円	35,800円	33,100円	54,000円	53,100円
D13		349,000円未満	40,000円	39,300円	35,900円	33,100円	57,400円	56,400円
D14	397,000円未満	40,100円	39,400円	36,000円	33,100円	60,700円	59,700円	
D15	397,000円以上	40,200円	39,500円	36,100円	33,100円	68,600円	67,400円	

(3) 保育料の軽減

① 多子軽減

(1号) 幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は、半額3人目以降は無料

(2・3号) 0歳から小学校就学前までに範囲において通園している兄弟姉妹がいる場合、最年長の児童から純に2番目は半額、3人目は無料

② 世帯状況による軽減 (詳細略)

(4) 市民税の課税年度と保育料

4月から8月分の保育料は前年度分の市民税、9月から翌年3月分の保育料は当年度の市民税額により階層区分を決定します。

※その他詳しくは、千歳市保健福祉部子育て支援室こども政策課保育係にお尋ねください。

6、その他の納付金

(1) 特定負担額 (いわゆる「上乘せ徴収」)

特定負担額は、教育の質の向上に向けた取組に充てる費用で、入園料、施設費、特定教職員配置費等が考えられますが、29年度は徴収いたしません。

(2) 実費徴収

入園手数料、教材費、園服代、給食代、バス代、PTA会費等が考えられます。給食費、バス代は現在保育料の中に含まれておりますので、入園手数料、教材費、園服代、PTA(母の会)会費、お泊り保育代(年長組)、親子バス遠足代等が実費徴収となる予定です。

平成29年度 向陽台つくし幼稚園諸経費一覧(1号、2号)

費目	金額	備考
入園手数料	1,000円	入園時のみ
保育料	園児が居住する市町村が定める金額	平成28年度は上記をご覧ください
給食費(月額)		保育料に含まれます
バス代		保育料に含まれます
教材費(年間)	新入園児 10,000円 進級園児 7,000円 8,500円	年中組へ進級時 年長組へ進級時
母の会費(PTA会費月額)	(3号含む) 700円	28年度金額は、4月の総会で決定します
絵本代(月額)	(3号含む) 400円	学年により変わります
その他の経費(平成28年度実績)	親子バス遠足代 災害共済掛金 200円 お泊り保育代 700円 園服代	28年度年少:いちご狩、年中:さくらんぼ狩、年長:バター作り 5月のみ徴収(3号含む) 7月実施(年長) 申込んだ金額

※諸般の事情により、自費徴収額、特定負担額等を変更する場合があります。